

資治通鑑 第 169 卷

【陳紀三】 起昭陽協洽，盡柔兆閭茂，凡四年。

■陳、●北周、**北齊**北齊、**後梁**後梁、統国訳漢文大成 經子史部 第 10 卷 048p

世祖文皇帝_下天嘉四年（癸未，563年）

北齊〔高元海を兗州刺史に左遷〕春，正月，齊は太子の少傅の**魏收**を以て尚書右僕射を兼ねしむ。時に齊主は終日酣飲し，朝事は専ら侍中の**高元海**に委ねる。元海は庸俗にして，帝も亦た之を輕んじる。收の才名は素より盛んなるを以て，故に之を用いる。而るに收は畏懦にして事を避け，尋いで阿縱に坐して，除名せらる。兗州刺史の**畢義雲**は書を作りて**高元海**に與え，時事を論敘す。元海は宮に入り，覺えず之を遺す。給事中の**李孝貞**は得而して之を奏し，帝は是に由りて元海を疏んず。孝貞を以て中書舍人を兼ねしめ，義雲を征して朝に還らしむ。和士開は復た元海を譖し，帝は馬鞭を以て元海を捶つこと六十，責めて曰く、

「汝は昔我に反する（前卷二年にあり）を教え，弟を以て兄に反するは，幾許か不義なるや！鄴城の兵を以て并州に抗するは，幾許か無智なるや！」

出でて兗州刺史と為す。（10-049p）

■〔周迪は陳寶應に依る〕甲申（20-2+1=19日），周迪の衆は潰え，身を脱して嶺（臨河郡南城県に東興嶺有り、晋安に通じる、江西省豫章道南城県、現・撫州市南城県）を逾え，晋安に奔り，陳寶應に依る。官軍は臨川に克ち，迪の妻子を獲る。寶應は兵を以て迪に資し，留異も又た其の子の忠臣を遣わして之に隨わしむ。

■〔虞寄は寶應に十の諫言〕虞寄は寶應に書を與え，十事を以て之を諫めて曰く、

「天が梁の徳を厭いしより，英雄は互いに起き，人人自ら以為らく、之を得んと。然るに凶を夷げ亂を翦り，四海の樂推する者は，陳氏也。豈に歴數の在る有り，惟れ天の授ける所に非ざる乎！一也。王琳之強，侯瑱之力を以て，進みて以て中原を搖蕩し，衡を天下に爭うに足り，退きては以て江外に屈強し，偏隅に雄張するに足る。然るに或は一旅之師に命じ，或は一士之説に資り，琳は則ち瓦解冰泮（解凍）し，身を異域に投じ，瑱は則ち闕角（書經の秦誓に曰く、闕角を崩すが若しと。角の崩れるが如きなり。孟子曰く、闕角を崩すが如く稽首すと。文は小異なりと雖も意は大同なり。當に顛蹶の蹶を以て義と為すべきなり）稽顙し，命を闕庭に委ね，斯れ又た天は之（続は其）の威を假り而して其の患を除くなり。二也。今將軍は藩戚之重き（陳は寶應を屬籍に移すこと），東南之衆を以て，忠を盡くして上に奉じ，力を戮せて勤王す，豈に勳は寶融（河西を以て漢に歸し、累世貴盛なり）より高く，寵は吳芮（長沙を以て漢を奉ず、高祖は之を賢として御史に制詔す、長沙王忠なり、其れ令に定著せよと。傳国五世に至る）に過ぎ，珪を析ち野を判ち（野を画し土を分け、国に君とし民を子とし、之を構成に傳えるをいう），南面して孤と稱せざらん乎！三也。聖朝は瑕を棄て過まちを忘れ，寛厚にして人を得る（當に侍に作るべし），余孝頃、潘純陀（王琳の將）、李孝欽（王琳の將）、歐陽頔（高祖永定元年に周文育に擒となる）等に至るまで，悉く委ねるに心腹を以てし，任ずるに爪牙を以てし，胸中（腦中×）豁然として，曾て纖芥（心中のわずかなわだかまり）無し。況んや將軍、舅は張繡（曹操の子を殺し、後に曹操に属し、曹操は厚く之を待つ）に非ず，罪は畢諶（曹操は兗州刺史となり畢諶を別駕と為す。張繡は兗州を以て叛き、諶の母弟妻子を劫す、曹操は謝して之を遣る。畢諶は頓首して二心無きを言う。既に出て遂に亡げ去る。呂布を破り諶は生きながら得らるるに及び、衆は之が為に懼れる。曹操は曰く、夫れ人は親に孝なる者は、豈に君に不忠なる有らんや。君の求める所なりと。以て魯の相と為す）に異なり，當に何ぞ危亡を慮り，何ぞ富貴を失うべけんや！四也。方今周、

齊は鄰睦し、境外に虞い無し、兵を並せて一に向い、朝に匪^{あら}ざれば伊れ夕べなり、劉（劉邦）、項（項羽）の競逐之機、楚、趙の連從之勢いに非ず。何ぞ雍容として高拱し、坐して西伯を論じるを得ん哉！五也。且つ留將軍は一隅に狼顧し、^{しばしばさいじく}亟々摧衄（くじけ敗れる）を經、聲實虧喪（喪失）し、膽氣は衰沮す。其の將帥は首鼠兩端し、唯だ利是れ視る、孰か能く堅を被り銳を執り、長驅して深く入り、馬を繋ぎ輪を埋め、奮いて命を顧ず、以て士卒に先んずる者あらん乎！六也。將軍之強きは、孰か侯景の如きや？將軍之衆は、孰か王琳の如きや？武皇は侯景を前に滅ぼし、今上は王琳を後に摧く、此れ乃ち天の時にして、復た人力に非ず。且つ兵革已後、民は皆な亂を厭い、其れ孰か能く墳墓を棄て、妻子を捐て、萬死して顧みざるの水計（屬は計のみ）に出でて、將軍に白刃之間に從わん乎！七也。前古を歴觀するに（10-050p）、子陽（公孫述の字）、季孟、傾覆（^{ひと}續は転覆）相い尋ぐ。餘善、右渠（漢の武帝紀にあり）、危亡は繼ぎて及ぶ。天命は畏る可く、山川は恃み難し。況んや將軍は數郡之地を以て天下之兵に當り、諸侯之資を以て天子之命を拒まんと欲し、強弱逆順は、^{ひと}倖しくするを得可けん乎！八也。且つ我が族類に非ざれば、其の心は必ず異なる（左傳にあり、李文子、史佚の言を引く）。其の親を愛せざるに、豈に能く物に及ばんや！留將軍は身は國爵に縻り（易に曰く、我は好爵有り、我は爾と之に縻る）、子は王姬に尚し（留異の子の貞臣が主に尚す事）、猶ほ且つ天屬を棄て而して顧みず、明君に背き而して孤立し、危亡之日に、豈に能く憂いを同じくし患いを共にし、將軍に背かざる者を乎！師老い力屈するに至りては、誅を懼れ賞を利とし、必ず韓、智（1卷周の威烈王23年にあり）の晉陽之謀、張、陳（秦の二世皇帝三年に始まり、漢の高帝三年に終わる）の井陘之勢い有らんや。九也。北軍（建康からの軍は晉安より北）は萬里遠く^{たか}鬥い（萬里から戦う者は覚悟あり）、鋒は當たる可からず。將軍は自ら其の地に戦い、人は多く後を顧る。衆寡は敵せず、將帥は倖しからず。師は無名なるを以て而して出で、事は機無きを以て而して動く、此を以て兵を稱するは、未だ其の利を知らず。十也。將軍の計を為すに、親を留氏に絶ち（實應は留異の女を娶りて妻となす）、子を遣わして質を入れ（^{ひと}續は欠如）、甲を釋き兵を偃せ、一に詔旨に遵うに若くは莫し。方今籓維は尚ほ少なく、皇子は幼冲にして、凡そ宗枝に預るは、皆な寵樹を蒙る。況んや將軍之地、將軍之才、將軍之名、將軍之勢いを以て、而して克く籓服を修め、北面して臣と稱すれば、^{なん}寧ぞ劉澤（漢の高祖の疏屬なり。事は13卷漢の高后七年にあり）と年を同じくし而して其の功業を語らん哉！寄は恩を感じ徳（服×）を懷い、覺えず狂言し、斧鉞之誅は、其の甘きこと^{なすな}齊の如し。」

實應は書を覽て大いに怒る。或は實應に謂って曰く、

「虞公の病勢は漸く篤く、言は多く錯謬す。」

實應の意は乃ち小さく釋き、亦た寄が民望なるを以て、故に之を優容す。

●〔侯莫陳崇の誅殺〕周の梁躁公の侯莫陳崇は周主に従いて原州に如く。帝は長安に還り、人は竊に其の故を怪み、崇は親しむ所に謂って曰く、

「吾は^{このころ}此術者の言を聞き、晉公（宇文護）は今年、車駕に利あらずと、今忽ち夜還る、晉公が死するに過ぎざる耳」

と。或は其の事を發く。乙酉（21-2+1=20日）、帝は諸公を大德殿に召し、面のあたりに崇を責め、崇は惶恐して罪を謝す。其の夜、塚宰の護は遣使して兵を將いて崇の第に就き、逼りて自殺せ令め、葬ること常儀の如くす。

■壬辰（28-2+1=27日）、高州（五代志に高涼郡に梁は置く）刺史の黃法くを以て南徐州（宜城県に治す）刺史と為し、臨川太守の周敷を南豫州刺史と為す。

●〔周の大律と刑法施行〕周主は司憲大夫（北周は秋官に司憲中大夫二人を置き、司寇の法を丞くるを掌り、以て刑罰を左

右する、蓋し御史中丞の職に比す)の**拓跋迪**に命じて《大律》十五篇(10-051p)(五代志にあり、刑名・法例・祀享・朝會・婚姻・戸禁・水火・興繕・衛宮・市慶・鬭争・劫盜・賊叛・毀亡・違制・關津・諸侯・厩牧・雜犯・詐偽・請求・告言・逃亡・繁訊・斷獄)を造る。二月，庚子(36-31+1=6日)，之を頒行す。其の罪を制するに、一を杖刑と曰い、十五(續は+)より五十に至る。二を鞭刑と曰い、六十より百に至る。三を徒刑と曰い、一年より五年に至る。四を流刑と曰い、二千五百里より四千五百里に至る。五を死刑と曰く、**磔**(^{けい}續は磔、石板を打ち鳴らす、懸縊して殺す)、絞(其の身首を全くす)、斬(斬首)、梟(首を木上に晒す)、裂(車折き)。凡そ二十五等なり。

■庚戌(46-31+1=16日)，司空、南徐州刺史の**侯安都**を以て江州刺史と為す。

●辛酉(57-31+1-27日)，周は詔す、

「大塚幸の晉國公は、親は則ち懿昆(昆は兄)にして、任は元輔に当たり、今より詔誥及び百司の文書は、並せて公の名を稱するを得ず。」

護は抗表して固く讓る。

■三月，乙丑(1-1+1=1日)朔，日之を食する有り。

北齊齊は司空の**斛律光**に詔して歩騎二萬を督し、勳常城を軹關(河南省河北道濟源縣の西北、現・濟源市)に築かしむ。仍ほ長城二百里を築き、十二戍を置く。

北齊丙戌(22-1+1=22日)，齊は兼尚書右僕射の**趙彥深**を以て左僕射(右僕射とするべし、兼官をやめる)と為す。

●夏，四月，乙未(31-30+1=2日)，周は柱國の**達奚武**を以て太保と為す。

●**〔於謹の周主への帝王学〕**周主は將に學を視んとし、太傅の燕國公の**於謹**を以て三老と為す。**謹**は上表して固辭し、許さず、仍ほ賜わるに延年杖を以てす。戊午(54-30+1=25日)，**帝**は太學に幸す。**謹**は入門し、**帝**は迎えて門屏之間に拜し、**謹**は答拜す。有司は三老の席を中楹に設け、南面す。太師の**護**は階を升り、幾(續は几)を設ける。**謹**は席に升り、南面して幾に憑り而して坐す。大司馬の**豆盧寧**は階を升り、**舄**(^{くつ}札装用飾り靴)を正す。**帝**は階を升り、斧扆(斧の形を描く屏風)の前に立ち、西面す。有司は饌を進め、**帝**は跪いて醬豆(醬は食味の主、古の養老、醬を執りて饋る。今跪いて豆を設ける)を設け、親ら之が為に袒割(袒にして牲を割く)す。**謹**は食畢わり、**帝**は親ら跪いて爵を授けて以て醕す(酒を以て口を濯ぐ)。有司は撤し訖わり、**帝**は北面して立ち而して道を訪う。**謹**は席後に起立し、對えて曰く、

「木は繩を受けて則ち正しく、**后**は諫めに従えば則ち聖なり(書經の伝説、高宗に告げる言)。明王は虚心して諫めを納れ以て得失を知り、天下は乃ち安し。」

又た曰く、

「食を去り兵を去るとも、信は去る可からず(論語顔淵篇の孔子の子貢に答える言による)。願わくは**陛下**は信を守りて失う勿れ。」

又た曰く、

「功有れば必ず賞し、罪有れば必ず罰すべし、則ち善を為す者は日々進み、惡を為す者は日々止む。」

又た曰く、

「言行者、身を立てる之基なり、願わくは**陛下**は三たび思い而して言い、九たび慮り而して行い、過ちを有ら使む勿れ。天子之過ちは、日月之食に如し、人は知らざる莫し、願わくは**陛下**は之を慎むべし。」

帝は再拜して言を受け、**謹**は答拜す。禮成り而して出ず。

【侯安都の失脚】

■ **【帝は侯安都を疑う】** 司空の侯安都は功を恃みて驕横なり、數々文武之士を聚めて騎射し詩を賦し、齋中の賓客は、動もすれば（10-052p）千人に至る。部下の將帥は、多く法度に遵わず、檢問收攝（收捕）すれば、輒ち奔りて安都に歸す。上は性は嚴整にして、内に之を銜み、安都は之を覺らず。表啟有る毎に、封じ訖わり、事の未だ盡くさざる有れば、開封して自ら之を書して、

「又た某事を啟す。」

と云い、宴に侍し、酒酣^{たけなわ}なるに及びて、或は箕踞（箕の様に兩足を投げ出して座す）し傾倚す。嘗て樂遊園の襖飲に陪し、上に謂って曰く、

「臨川王と作りし時に何如？」

上は應えず。安都は再三之を言う。上は曰く、

「此れ天命なりと雖も、抑々亦た明公之力なり。」

宴は訖わり、啟して供帳水飾を借り、妻妾を載せて御堂に於いて宴飲せんと欲す。上は之を許すと雖も、意は甚だ憚^{よろこ}ばず。明くる日、安都は御座に坐し、賓客は群臣の位に居り、觴を稱げて壽を上の。會々重雲殿に災あり、安都は將士を帥いて帶甲して殿に入り、上は甚だ之を惡み、陰に之が備えを為す。

■ **【帝は侯安都を江州刺史に回す】** 周迪の反するに及び、朝議は當に安都をして之を討たせめんと謂い、而るに上は更に吳明徹を使う。又た數々台使を遣わして安都の部下を按問し、亡叛を檢括す。安都は其の別駕の周弘實を遣わして自ら舍人の蔡景歷^{こいねが}に托し、並せて省中の事を問わしむ。景歷は其の狀を録し、具に之を奏し、因りて旨を希い安都は謀反すと稱す。上は其の召しを受けざるを慮り、故に用って江州と為す。

■ **【侯安都を收監し死を賜う】** 五月、安都は京口より建康に還り、部伍は石頭に入る。六月、帝は安都を引きて嘉德殿に宴し、又た其の部下の將帥を集めて尚書の朝堂に會す。坐に於いて安都を収め、嘉德の西省に囚え、又た其の將帥を収め、盡く馬仗を奪い而して之を釋す。因りて蔡景歷（中書舍人、武帝以來親任される、陳朝の実権は中書にあり）の表を出して、以て朝に示す、乃ち下詔して其の罪惡を暴き、明くる日、死を賜い、其の妻子を宥し、其の喪を資給す。

■ **【高祖は三將の身全くせずを予見】** 初め、高祖は京口に在り、嘗て諸將と宴し、杜僧明、周文育、侯安都は壽を為し（杯を上げる）、各々功伐を稱す。高祖は曰く、

「卿等は悉く良將也、而れども並せて短なる所有り。杜公の志は大きく而るに識は暗く、下に狎れ而して上に驕る。周侯は交わりて人を擇ばず、而して心を推すこと差に過ぎる。侯郎は傲誕に而して厭く無く、輕佻に而して志を肆にす。並びに身を全くする之道に非ず。」

卒に皆な其の言の如し。

北齊 ■ 乙卯（51-29+1=23日）、齊主は兼散騎常侍の崔子武をして來聘せ使む。

北齊 **【齊主は和士開を寵愛】** 齊の侍中、開府儀同三司の和士開は齊主に寵有り、齊主は外朝に事を視、或（続は及）は内に在りて宴賞し、須臾之間に、士開と相い見ざるを得ず、或は累日歸らず、一日數々入る。或は放還之後、俄に頃く即ち追ひ、未だ至らざる之間、連騎して督趣し、奸諂は百端、寵愛は日々に降まり、前後の賞賜は、勝げて紀す可からず。左右に侍する毎に、言辭容止は、諸々の鄙褻を極める。夜を以て晝に繼ぎ、復た君臣之禮無し。嘗て帝に謂って曰く、

「古より帝王は、盡く灰土と為り、堯舜、桀紂も、竟に復た何の異なるや！陛下は宜しく少壯に及び、意

を極めて楽しみと為し、縦横に之を行うべし、一日快を取れば、千年に敵す可し。國事は盡く大臣に付し、何ぞ辨ぜさせるを慮らん、自ら勤約するを為す無かれ也！」(10-053p)

帝は大いに悦ぶ。是に於いて趙彥深に委ねて官爵を掌らしめ、元文遙に財用を掌らしめ、唐邕に外(外兵)、騎兵を、信都の馮子琮、胡長粲をして東宮を掌(常×)らしむ。帝は三四日に一たびは朝を視、數字を書し而して已む、略ぼ言う所無く、須臾にして罷めて入る。長粲は、僧敬(158 卷梁の武帝大同七年にあり)之子也。

北齊 **〔高孝瑜の誅殺〕** 帝は土開をして胡后と槩を握ら使め、河南の康獻王の孝瑜は諫めて曰く、「皇后は天下之母なり、豈に臣下と手を接す可けんや！」

孝瑜は又た言う、

「趙郡王の睿は、其の父は非命に死す(其の父高琛は高歡の弟、高歡の後庭を乱し杖によりて斃れる)、親近す可からず。」是に由りて睿及び土開は共に之を譖す。土開は言う、

「孝瑜は奢僭なり」

と、睿は言う、

「山東(北齊主は多く晉陽に居り、山西に在り)は唯だ河南王有るを聞き、陛下有るを聞かず。」

帝は是に由りて之を忌む。孝瑜は竊に爾朱御女(晉の制度、八十一御女、正四品に比す、古の御妻なり)と言ひ、帝は之を聞き、大いに怒る。庚申(56-29+1=28日)、頓に孝瑜に酒を飲ましむること三十七杯。孝瑜の體は肥大にして、腰帶は十圍なり、帝は左右の婁子彦をして載せて以て出で使め、之を車に鳩す。西華門に至り、煩躁し水に投じ而して絶つ。太尉、録尚書事を贈る。諸侯の宮中に在る者は、敢えて聲を擧げる莫し、唯だ河間王の孝琬(孝瑜の弟)は大いに哭き而して出ず。

●秋、七月、戊辰(4+60-59+1=6日)、周主は原州に幸す。

北齊 八月、辛丑(37-28+1=10日)、齊は三台宮を以て大興聖寺と為す。

■九月、壬戌(58-58+1=1日)、廣州刺史の陽山(郡の名、五代志に、南海郡含[?]匡] 県に梁は置く、広東省嶺南道英徳県西75里、現・清遠市陽山県)の穆公の歐陽頔は卒す、其の子の紇に詔して父の爵位を襲わしむ。

●甲子(60-58+1=3日)、周主は原州より隴(隴坂)に登る。

■周迪は復た東興嶺(臨川郡南城県の界、江西省豫章道南城県、現・撫州市南城県)を越えて寇を為し、辛未(7+60-58+1=10日)、護軍の章昭達に詔して兵を將いて之を討たしむ。

●丙戌(22+60-58+1=25日)、周主は同州に如く。

●**北齊** **〔突厥〕** **〔周と齊を天秤にかけける突厥〕** 初め、周人は突厥の木桿可汗と兵を連らねて齊を伐たんと欲し、其の女を納れて后と為すを許し、御伯大夫(北周の天官府に御伯大夫二人を置く。天子出入りする時は左右に侍し、大祭祀に盥洗する時は巾を授く。武帝は御伯を改めて納言とす。蓋し侍中の職。宣帝の末に又た別に侍中を置き加官とす)の楊薦及び左武伯(武衛の官)の大原王の慶を遣わして往きて之を結ばしむ。齊人は之を聞きて懼れ、亦た遣使して昏を突厥に求め、賂遺は甚だ厚し。木桿は齊の幣の重きを貪り、薦等を執りて齊に送らんと欲す。薦は之を知り、木桿を責めて曰く、

「太祖は昔可汗と共に鄰好を敦くし、蠕蠕の部落數千來降す(166 卷梁の敬帝紹泰元年にあり)。太祖は悉く以て可汗の使者に付し、以て可汗之意を快くす。如何して今日遽に恩に背き忘義を忘れんと欲す、獨り鬼神に愧じざらん乎？」

木桿は慘然として良久しくして曰く、

「君の言は是也。吾が意は決せり矣、當に相い與に共に東賊を平らげ、然る後に女を送(続は遣)らん。」

(10-054p)

薦等は覆命す。

●**北齊** **〔北周は突厥と北齊を伐つ〕** 公卿は十萬人を發して齊を撃つを請い、柱國の**楊忠**は獨り以為く、「萬騎を得れば足りん矣」

戊子 (24+60-58+1=27日), **忠**を遣わして步騎一萬を將いて、突厥と北道より齊を伐たしめ、又大將軍の**達奚武**を遣わして步騎三萬を帥い、南道より平陽に出で、期して晉陽に會せしむ。

■ **〔章昭達は周迪を撃破〕** 冬, 十一月, 辛酉 (57-57+1=1日), **章昭達**は大いに**周迪**を破る。**迪**は身を脱して山谷に潜竄し、民は相い與に之を匿し、誅戮を加えると雖も、肯えて言う者無し。

●十二月, 辛卯 (27-27+1=1日), **周主**は長安に還る。

■丙申 (32-27+1=6日), 大赦す。

■ **〔章昭達は陳寶應を討つ〕** **章昭達**は進軍して嶺を度り、建安に趣き、**陳寶應**を討ち、益州刺史 (既に益州は北周に所屬し、実態は無い) の**余孝頃**に詔して會稽、東陽、臨海、永嘉の諸軍を督して東道より之に會さしむ。

■是の歲, 初めて始興の**昭烈王**を建康に祭り、**天子**の禮を用いる。(帝は高祖に嗣ぎ、子の伯茂を以て始興の昭烈王の祀を奉じせしむ、前例無し)

【北周は北齊を軍事力で逆転】

●**北齊** **〔齊主は楊忠・突厥を迎撃〕** 周の**楊忠**は齊の二十餘城を抜く。齊人は陘嶺 (山西省雁門道代県の雁門山、現・忻州市代県) 之隘を守り、**忠**は撃ちて之を破る。突厥の**木桿**、**地頭** (東方を統治)、**步離** (西方を統治) の三可汗は十萬騎を以て之に會す。己酉 (己丑×、45-27+1=19日), 恆州より三道俱に入る。時に大雪ふること數旬, 南北千餘里は、平地數尺なり。**齊主**は鄴より倍道して之に赴き、戊午 (54-27+1=28日), 晉陽に至る。**斛律光**は步騎三萬を將いて平陽に屯す。己未 (55-27+1=29日), 周師及び突厥は晉陽に逼る。**齊主**は其の強きを畏れ、戎服して宮人を率 (統は帥) いて東走し、之を避けんと欲す。趙郡王の**睿**、河間王の**孝琬**は馬を叩いて諫める。**孝琬**は請う、「**睿**に委ねて部分せん、必ず嚴整を得ん。」

帝は之に従い、六軍に命じて進止は皆な**睿**に節度を取らしめ、而して并州刺史の**段韶**をして之を總べ使む。

世祖文皇帝下天嘉五年 (甲申, 564年)

北齊 ● **突厥** **〔北齊の迎撃態勢に突厥は戸惑う〕** 春, 正月, 庚申 (56-56+1=1日) 朔, **齊主**は (晉陽の) 北城に登り、軍容は甚だ整う。突厥は周人を咎めて曰く、

「爾は齊亂れると言う、故に來たりて之を伐つ。今齊人も眼中亦た鐵有り、何ぞ當たる可けん耶！」

●**北齊** **突厥** **〔北齊の段韶は突厥を追撃〕** 周人は步卒を以て前鋒と為し、西山より下り城を去ること二里許り。諸將は鹹な之を逆撃せんと欲し、**段韶**は曰く、

「步卒の力勢は、自ら當に有限なり。今積雪は既に厚く、逆え戦うに便非ず、陳して以て之を待つに如かず。彼が勞して我は逸す、之を破るは必ずなり矣。」

既に至り、齊は其の銳兵 (統は銳帥) を悉くして鼓噪し而して出ず。突厥は震駭し、引いて西山に上り、肯えて戦わず、周師は大いに敗れ而して還る。突厥は兵を引いて塞を出で、兵を縦ちて大掠し、晉陽より以

往七百餘里は、人畜^{のこ}遺る無し。段韶は之を追い、敢えて逼らず。突厥は還りて陁嶺に至り、凍りて滑らかなり、乃ち氈を輔^し（続は鋪）きて以て度る。胡馬は寒瘦し、膝已下は皆な毛無く、長城（文宣帝の築く城）に至る^{ひこ}比^{ころ}おい、馬は死して且に盡きんとし（10-055p）、槊を截り之を杖として以て歸る。

●北齊【斛律光は達奚武を追撃】達奚武は平陽に至り、未だ忠の退くを知らず。斛律光は書を與えて曰く、

「鴻鵠は已に寥廓^{かけ}に翔り、羅者は猶ほ沮澤を視る。」（漢の司馬相如は蜀の父老を難じて曰く、焦明已に寥廓に翔り、羅者は猶ほ藪澤を觀ると）

武は書を得、亦た還る。光は之を逐い、周境に入り、二千餘口を獲而して還る。

北齊【帝は斛律光の頭を抱えて哭す】光は帝に晉陽に見え、帝は新たに大寇に遭えるを以て、光の頭を抱え而して哭す。任城王の湣は進みて曰く、

「何ぞ此に至らん！」

乃ち止む。

北齊【氷を砕くの逆転】初め、齊の顯祖之世、周人は常に齊兵の西に度るを懼れ、冬月に至る毎に、河を守りて氷を椎^{くだ}く（冬期に河が凍結すると、河を渡って侵攻しやすくなる）。世祖の即位に及び、嬖倖は事を用い、朝政は漸く紊^{びん}し、齊人は氷を椎き以て周兵之逼るに備える。斛律光は之を憂い、曰く、

「國家は常に關、隴を呑む之志有り、今日此に至るは、而も唯だ聲色を^{もてあそ}玩ぶ乎！」

■辛巳（17+60-56+1=22日）、上は北郊に祀す。

■二月，庚寅（26-2&+1=1日）朔，日之を食する有り。

北齊【齊律の制定施行】初め、齊の顯祖は群官に命じて魏の《麟趾格》（163卷梁の簡文帝大寶元年にあり）を刊定して《齊律》を^{つく}為らしめ、久しく而して成らず。時に軍國は多事にして、決獄は律文に依ること罕^{まれ}なり、相い承けて之を之「變法從事」と謂う。世祖は即位し、其の弊を革^{あらた}めんと思ひ、乃ち律令を修める者を督し、是に至り而して成り、《律》十二篇、《令》四十卷なり。其の刑名は五有り。一に曰く死、重き者は之を輓し、次に梟首し、次に斬し、次に絞す。二に曰く流、邊裔に投じて兵と為す。三に曰く刑、五歳より一歳に至る。四に曰く鞭、百より四十に至る。五に曰く杖、三十より十に至る。凡そ十五等なり。其の流内の官及び老、小、閹（精氣閉藏する者）、癡は並びて過失應に贖う者は、皆な絹を以て金に代える。三月，辛酉（57-55+1=3日）、之を班行し、因りて大赦（それまでの宿罪を許す）す。是の後吏為る者は始めて法令を守る。又た仕門（入社の家）の子弟に敕して常に之を講習せしめ、故に齊人は多く法に曉^{あきら}なり。

北齊【班田收授と税法】又た令して民の十八にして田を受け租調を輸し、二十にして兵に充て、六十にして力役を免じ、六十六にして田を還し、租調を免じる。一夫は露田八十畝、婦人は四十畝、奴婢は良人に依り受け、牛は六十畝を受ける（五代志に限度四年、農耕に耐える牛）。大率一夫一婦は絹一匹、綿八兩を調し、墾租二石、義租五斗。奴婢は良人之半ばに准じる。牛は二尺を調し、墾租一斗、義租五升。墾租は台に送り、義租は郡に送り以て水旱に備える。

北齊【田子禮は高澄を殺す】己巳（5+60-55+1=11日）、齊の群盜の田子禮等數十人は、共に太師の彭城の景思王の澄を劫かして主と為し、詐りて使者と稱し、逕に澄の第に向い、内室に至り、敕と稱し、澄を牽きて馬に上らしめ、臨むに白刃を以てし、引いて南殿に向わんと欲し、澄は大呼して従わず、盜は之を殺す。（10-056p）

●庚辰（16+60-55+1=22日）、周は初めて百官をして笏（象牙・竹木で作る手版）を執ら令む。

北齊齊は斛律光を以て司徒と為し、武興王の普を尚書左僕射と為す。普は、歸彥之兄の子也。甲申（20+60-55+1=26日）、馮翊王の潤を以て司空と為す。

■**北齊**夏，四月，辛卯（27-25+1=3日），齊主は兼散騎常侍の皇甫亮を以て來聘せ使む。

●庚子（36-25+1=12日），周主は遣使して來聘す。

●癸卯（39-25+1=15日），周は鄧公河南の竇熾を以て大宗伯と為す。五月，壬戌（58-54+1=5日），世宗之子の賢を封じて畢公と為す。

北齊甲子（60-54+1=7日），齊主は（晉陽より）鄴に還る。

北齊壬午（18+60-54+1=25日），齊は趙郡王の睿を以て錄尚書事と為し，前司徒の婁睿を太尉と為す。甲申（20+60-54+1=27日），段韶を以て太師と為す。丁亥（23+60-54+1=30日），任城王の湝を以て大將軍と為す。

北齊壬辰（六月28-24+1=5日），齊主は晉陽に如く。

●周は太保の達奚武を以て同州刺史と為す。

北齊〔高百年の誅殺〕六月，齊主は樂陵王の百年を殺す。時に白虹は日を圍（繞は暈）すること再重（繞は兩重），又た横に貫き而して達せず，赤星^{あら}見われ，齊主は百年を以て之を厭せんと欲す。會々博陵人の賈德胄は百年に書を教え，百年は嘗て數々敕字を作り，德胄は封じて以て之を奏す。帝は怒りを發し，百年を召さ使む。百年は自ら免れざるを知り，帶玦（帶びたる玉玦、決別を意味す）を割き其の妃の斛律氏に留與し，帝に涼風堂に見ゆ。百年をして敕字を書せ使め，驗するに德胄が奏する所と相い似，左右を遣わして之を亂捶せしめ，又た之を曳か令め堂を繞りて行き且つ捶ち，過ぎる所は血皆な地に遍く，氣息は將に盡きんとし，乃ち之を斬り，諸を池に棄て，池水は盡く赤し。妃は玦を把り哀號して食わず，月餘にして亦た卒し，玦は猶ほ手に在り，拳げて開く可からず。其の父の光は自ら之を擘き，乃ち開く。

●庚寅（26-24+1=3日），周は御伯を改めて納言と為す。

【宇文護の母の返還の駆け引き】

●**北齊**〔周齊の人質の駆け引き〕初め，周の太祖（宇文泰）之賀拔岳に従いて關中に在る（梁の武帝大通二年）也，人を遣わして晉公の護を晉陽に迎えしむ。護の母の閭氏及び周主之姑（宇文泰の妹）は皆な晉陽に留まり，齊人は以て中山宮（慕容氏の故宮、魏以來別宮あり）に配す。護の事をを用いるに及び，間使を遣わして齊に入りて之を求めしむも，音息を知る莫し（音信消息不明）。齊は使者を遣わして玉壁に至り，互市を通ぜんと求める。護は母、姑を訪求せんと欲し，司馬下大夫（軍司馬）の尹公正をして玉壁に至り，之と言わ使め，使者は甚だ悦ぶ。勳州刺史の韋孝寬は關東の人を獲え，復た之を縦ち，因りて書を致し為に西朝（周）通好を欲せん之意を言い。是の時，周人は前に晉陽を攻めて志を得ざるを以て，突厥と再び齊を伐たんと謀る。齊主は之を聞き，大いに懼き，護の母を遣りて西に歸すを許し，（10-057p）且つ通好を求め，先ず其の姑を遣り歸らしむ。

■秋，八月，丁亥（23-23+1=1日）朔，日之を食する有り。

●**突厥** **北齊**〔周突厥は北齊を伐つ〕周は柱國の楊忠を遣わして兵を將い，突厥に會して齊を伐たしめ，北河（水經注に曰く、河水は東して沃野郡の故城南を経て又北屈して南河と為りて出ず。河水は又北迤西して窳渾泉の故城の東に溢れる。又屈して東流し北河と為り、東して高關の南を経るとある、オルドス北の複雑な黄河の流れ）に至り而して還る。

●〔李氏・唐は歴史の舞台に登場〕戊子（24-23+1=2日），周は齊公の憲を以て雍州牧と為し，宇文貴を

大司徒と為す。九月，丁巳（53-52+1=2日），衛公の直を以て大司馬と為す。佐命の元功（李曷の父の李虎の佐命の功、後の唐の名前の所以）を追録し，開府儀同三司の隴西公の李曷を封じて唐公と為し，太馭中大夫（王路を馭するを掌る、夏官に属する周の官）の長樂公の若干鳳（字を達摩、父の爵位を嗣いだ、宇文泰の娘を妻）を徐公と為す。

曷は，虎（156 卷梁武帝中大通六年にあり）之子、鳳は，惠（若干惠、158 卷大同九年にあり）之子也。

北齊乙丑（1+60-52+1=10日），齊主は其の子の緯を封じて南陽王と為し，儼を東平王と為す。儼は，太子之母の弟也。

突厥突厥は齊の幽州を寇し，衆は十餘萬，長城に入り，大掠し而して還る。

北齊●【齊主は宇文護の母を利用】周の皇姑之歸る也，齊主は人を遣わして晉公の護の母の為に書を作り，護の幼時の數事を言い，又た其の著る所の錦袍を寄せ，以て信驗と為す。且つ曰く、

「吾は千載之運に屬し，大齊之德に逢（あわれ）は（続は蒙）い，老を矜み恩を開き，相い見るを得るを許す。禽獸（禽善×）草木さえも，母子は相い依る。吾は何（可×）の罪有りてか，汝と分離せん！今復た何の福（さいわい）ありてか，還た汝を望見せんや！此れ悲喜を言え，死し而して更に蘇（よみがえ）る。世間の有る所，求めて皆な得可く，母子國を異なれば，何處にか求める可くや！假え汝貴は王公を極め，富は山海を過ぎるとも，一老母有り，八十之年，千里に飄然とし，死亡旦夕なるは，一朝も暫く見るを得ず，一日も同じく處るを得ず，寒けれども汝の衣を得ず，饑えれども汝の食を得ず。汝は榮を窮め盛を極め，世間に光耀とすと雖も，吾に於いて何ぞ益せん！吾の今日之前は，汝は既に其の供養を申べるを得ず，事の往きたるは何ぞ論じん（過去の事は論じるべからず）。今日以後，吾之殘命は，唯だ汝爾に繋るのみ。戴天履地，中に鬼神有り，冥昧に，而して欺負す可しと雲う勿れ！」

北齊●【宇文護は齊主の書に感動】護は書を得，悲しみて自ら勝えず。復書して曰く、

「區宇（一定の区域）分崩し，災禍に遭遇し，膝下を遠離すること，三十五年。形（続は生）を受け氣を稟け，皆な母子を知る，誰か薩保（宇文護の字）が，此くの如き不孝（教×）に同じからん！子は公侯と為り，母は俘隸と為り，暑に母の暑を見ず，寒に母の寒を見ず，衣は有無を知らず，食は饑飽を知らず，泯として天地之外の如く，暫く聞くに由無し。冤酷を懷き，此の一生を終わるを分とし，死若し知る有れば，冀わくは泉下に於いて奉見する耳！謂わざりき齊朝が網を解き，恵むるに德音を以てし，磨敦（護兄弟は其の母を呼んで磨敦と為す）、四姑（周主の姑の第四）、並びに矜放を許（話×）さんとは。初めて此の旨を聞くや，魂爽（精神）は霸佔（占據，占領、続は飛越）を飛び，天に號び地を叩き，自ら勝える能わず。齊朝の霈然（雨が勢いよく降る様）之恩は，既に已に沾洽（畑地が十分に潤う。満足する）し，家を有ち國を有つには，信義は本と為り，伏して來期（はか）を度り，（10-058p）已に應に日有るべし。一たび慈顔を奉見するを得れば，永く生願を畢らん。死を生かし（死者を復た生きしむる）骨に肉する（枯骨をして再び肉づける）も，豈に今の恩に過ぎんや。山を負い岳を載くも，未だ勝荷するに足らず。」

北齊●【齊主は宇文護の母を返還】齊人は護の母を留め，更に護に書を與えて，護の重ね報じるを邀め使め，往返は再三す。時に段韶は突厥を拒ぎて塞下に軍し，齊主は黃門の徐世榮を遣わして傳に乗りて周の書を繼（もたら）して韶に問わしむ。韶は以わく、

「周人は反覆し，本より信義無し，比（このごろ）晉陽之役，其の知る可し。護は外に相為るに托するも，其の實は主也。既に母の為に和を請うに，一介之使いも遣わさず。若し移書に據り，即ち其の母を送れば，恐らくは之に示すに弱を以てす。且く外に之を許すに如かず，和親の堅く定まるを待たん，然る後に之を遣うとも未だ晩（おそ）からず。」

齊主は聽かず，即ち之を遣る。（結局周は返還後直ぐに裏切る）

●**〔閻氏は長安に帰り、周は祝う〕**閻氏は周に至り、朝を擧げて慶を稱し、周主は之が為に大赦す。凡そ資奉する所、華盛を窮極す。四時伏臘毎に、周主は諸々の親戚を帥いて家人之禮を行い、觴を稱げて壽を^{たてまつ}上る。

突厥●突厥は幽州より還り、留まりて塞北に屯し、更に諸部の兵を集め、遣使して周に告げ、與に齊を共撃すること前約の如くせんと欲す。閏月、乙巳（元嘉曆では十月、31-22+1=10日）、突厥は齊の幽州を寇す。

●**突厥**〔宇文護は突厥と北齊を伐つ〕晉公の護は新たに其の母を得、未だ齊を伐つを欲せず。又た突厥の約に負けば、更に邊患を生ぜんを恐れ、已むを得ず、二十四軍（六柱国及び十二大將軍の統べる所の關中の諸府の兵）及び左右廂（禁衛の兵）散隸の秦、隴、巴、蜀之兵並びに羌、胡の内附する者を征し、凡そ二十萬人なり。冬、十月（元嘉曆十月閏月）、甲子（60-51+1=10日）、周主は護に斧鉞を廟庭に於いて授ける。丁卯（3+60-51+1=13日）、親ら軍を沙苑に勞す。癸酉（9+60-51+1=19日）、宮（官×）に還る。

●護の軍は潼關に至り、柱國の尉遲迥を遣わして精兵十萬を帥いて前鋒と為し、洛陽に趣かしめ、大將軍の權景宣をして山南（荊襄）之兵を帥いて懸瓠に趣かしめ、少師の楊檣をして軹關に出でしむ。

【周迪・陳寶應勢力の滅亡】

■周迪は復た東興に出で、宣城太守の錢肅は東興に鎮し、城を以て迪に降る。吳州（五代志に鄱陽郡に梁は吳州を置く。陳は廢して吳郡に吳州を置く）刺史の陳詳は兵を將いて之を撃ち、詳の兵は大いに敗れ、迪の衆は復た振う。

■〔周敷は周迪に謀殺される〕南豫州刺史の西豐の脫侯（諡法に脫の諡無し。蓋し周敷が輕脫にして死するを以て諡とす）の周敷は所部を帥いて之を撃ち、定川（県の名）に至り、迪と壘を對す。迪は敷を給きて曰く、

「吾は昔（166 卷梁の敬帝太平元年にあり）弟と力を戮せて同心し、豈に相い害するを規らんや！今願わくは罪に伏し朝に還り、弟に因りて心腑を披露せん、先ず乞う挺身して共に盟わん。」

敷は之を許し、方に壇に登らんとし、迪の殺す所と為る。

■〔陳寶應の滅亡〕陳寶應は建安、晉安の二郡に據り、水陸に柵を為り、以て章昭達を拒む。昭達は與に戦い、利あらず、因りて上流に據り、軍士に命じて木を伐り筏を為り、拍を其の上に施す。會々大雨し江は漲り、昭達は筏を放ち寶應の水柵を沖き、盡く之を壊し、(10-059p) 又た兵を出して其の歩軍を攻める。方に合戦せんとし、上は將軍の余孝頃（去年会稽の諸郡の兵を督して、東道より迫る）を遣わして海道より適々至り、力を並せて之に乗ず。十一月、己丑（25-21+1=5日）、寶應は大敗し、逃れて莆口（福建省廈門道莆田県の界、現・莆田市）に至り、其の子に謂って曰く、

「早く虞公の計に従えば、今日に至らず。」

昭達は迫いて之を擒とし、並せて留異及び其の族黨を擒とす。建康に送り、之を斬る。異の子の貞臣は主に尚するを以て免かるを得、寶應の賓客は皆な死す。

■上は虞寄が嘗て寶應を諫めるを聞き、昭達に命じて禮遣して建康に詣らしむ。既に見え、之を勞わりて曰く、

「管寧（漢の末に管寧は遼東に客なり、公孫度の爵命を受けず。已にして復た郷里に還るを得たり。故に虞寄を以て之に況う）は羌無きや？」

以て衡陽王（上の子の伯言、獻王昌の祀りを奉ず）の掌書記と為す。

【周の洛陽包囲戦の失敗】

●**北齊** **〔周軍は洛陽を包囲〕** 周の晉公の護は進みて弘農に屯す。甲午（30-21+1=10日）、尉遲迥は洛陽を圍（続により補充）み、雍州牧の齊公憲、同州刺史の達奚武、漢州總管の王雄は邙山に軍す。

■**北齊** 戊戌（34-21+1=14日）、齊主は兼散騎常侍の劉逖をして來聘せしむ。

●**北齊** **〔周の楊檣は北齊に降伏〕** 初め、周の楊檣は邵州（五代志に、絳郡垣県に北魏は邵郡・白水県を置く。北周は邵州を置き、白水を亳城と為す。隋は州及び県を廃して垣県とす。山西省河東道垣曲県、現・運城市垣曲県）刺史と為り、東境を鎮捍すること二十餘年、數々齊と戦い、未だ嘗て捷たず、是に由りて之を輕んず。既に軹關を出で、獨り兵を引いて深く入り、又て備えを設けず。甲辰（40-21+1=20日）、齊の太尉の婁睿は兵を將いて奄至し、大いに檣の軍を破り、檣は遂に齊に降る。

●**北齊** **〔周は懸瓠を落とす〕** 權景宣は懸瓠を圍み、十二月、齊の豫州道行台、豫州刺史の太原王の士良、永州（五代志に汝南郡城陽県に旧、楚州を置く、北齊は永州と為す、河南省汝陽道、現・南陽市周辺）刺史の蕭世怡は並びに城を以て之に降る。景宣は開府の郭彥をして豫州を守らしめ、謝徹をして永州を守らしめ、士良、世怡及び降卒千人を長安に送る。

●**北齊** **〔周は洛陽包囲で慢心〕** 周人は土山、地道を為り以て洛陽を攻め、三旬にして克たず。晉公の護は諸將に命じて河陽の路を塹斷し、齊の救兵を遏め、然る後に同じく洛陽を攻めしむ。諸將は以て齊兵は必ず敢えて出ずと為し、唯だ斥候を張り而して已む。

●**北齊** **〔北齊は全力で洛陽救援〕** 齊は蘭陵王の長恭、大將軍の斛律光を遣わして洛陽を救わしめ、周兵之強きを畏れ、未だ敢えて進まず。齊主は并州刺史の段韶を召して、謂って曰く、

「洛陽は危急なり、今王を遣わして之を救わんと欲す。突厥は北に在り、復た須らく鎮御すべし、如何や？」

對えて曰く、

「北虜が邊を侵すは、事は疥癬に等し。今西鄰は窺逼し、乃ち腹心之病なり、請う詔を奉じて南行せん。」

齊主は曰く、

「朕の意も亦た爾り。」

乃ち韶をして精騎一千を督して晉陽を發せしむ。丁巳（53-51+1=3日）、齊主も亦た晉陽より洛陽に赴く。

北齊 己未（55-51+1=5日）、齊の太宰の平原靖翼王の淹は卒す。

●**北齊** **〔段韶は周軍を撃破〕** 段韶は晉陽より、行くこと五日にして河を濟り、會々連日陰霧す、壬戌（58-51+1=8日）、韶は洛陽に至り、帳下の三百騎を帥い、諸將と邙阪（北の邙山の坂）に登り、周軍の形勢を觀る。太和谷に至り、周軍と遇い、韶は即ち馳せて諸營に告げ、騎士を追集し、陳を結びて以て之を待つ。韶は左軍と為り、蘭陵王の長恭は中軍と為り、（10-060p）斛律光は右軍となる。周人は其の至るを意わず、皆な恟懼す。韶は遙に周人に謂って曰く、

「汝、宇文護は才に其の母を得、遽に來たりて寇を為すとは、何ぞ也？」

周人は曰く、

「天は我を遣わして來たらしむ、何の問う可き有りや！」

韶は曰く、

「天道は善を賞し惡を罰す、當に汝を遣わして死を送り來たる耳！」

周人は歩兵を以て前に在り、山（北邙）に上りて逆え戦う。韶は且つ戦い且つ卻き以て之を誘う。其の力の弊れるを待ちて、然る後に馬を下りて之を撃つ。周師は大敗し、一時に瓦解し、溪谷に投墜して死する者は甚だ衆し。

●**北齊** **〔高長恭は洛陽に突入〕** 北齊の蘭陵王の**長恭**は五百騎を以て周軍に突入し、遂に金墉城下に至る。城上の人は識らず、**長恭**は冑を免ぎ之に面を示し、乃ち弩手を下して之を救う。周師の城下に在る者も亦た圍みを解いて遁げ去り、營幕を委棄し、邙山より穀水（水經注に、弘農の澠池県潘塚林穀陽谷より出で、東北して穀城県の北を過ぎ、又東して河南省の北を過ぎ東南して洛に入る）に至り、三十里中に、軍資器械は、川澤に彌滿す。唯だ齊公の**憲**（宇文憲は宇文泰の七男）、**達奚武**及び庸忠公の**王雄**は後に在り、兵を勒して拒み戦う。

●**北齊** **〔王雄は斛律光を助けて射られる〕** **王雄**は馬を馳せて**斛律光**の陳を沖き、**光**は退走し、**雄**は之を追う。**光**の左右は皆な散り、唯だ一奴一矢を餘す。**雄**は槊を按じ**光**に及ばざる者丈餘、**光**に意って曰く、「吾は爾を惜しみて殺さず、當に生きながら爾を將いて天子に見えん。」

光は**雄**を射て額に中たり、**雄**は馬を抱きて走り、營に至り而して卒す。軍中は益々懼れる。

●**北齊** **〔宇文憲は洛陽を棄てて走る〕** 齊公の**憲**は拊循督勵し、衆心は小しく安ず。夜に至り、軍を収め、**憲**は明を待ちて更に戦わんと欲す。**達奚武**は曰く、

「洛陽の軍は散り、人情は震駭す、若し夜に因りて速かに還らざれば、明日は歸らんと欲するも得ず。武は軍に在ること久しく、**備**に形勢を見る。公は少年にして未だ事を経ず、豈に數營の士卒を以て之を虎口に委てる可けん乎！」

乃ち還る。**權景宣**も亦た豫州を棄てて走る。

北齊 **〔齊主は〕** 丁卯（2+60-51+1=1 2 日）、**齊主**は洛陽に至る。己巳（5+60-51+1=1 5 日）、**段韶**を以て太宰と為し、**斛律光**を太尉と為し、蘭陵王の**長恭**を尚書令と為す。壬申（8+60-51+1=1 8 日）、**齊主**は虎牢に如き、遂に滑台より黎陽に如き、丙子（12+60-51+1=2 2 日）、鄴に至る。

●**〔楊忠の突厥の応接〕** **楊忠**は兵を引いて沃野に出で、突厥に應接し、軍糧給せず、諸軍は之を憂い、計は出る所無し。**忠**は乃ち稽胡（離石の稽胡と同様に銀夏の間散居する）の酋長を招誘し鹹な坐に在り、詐りて河州刺史の**王傑**をして兵を勒して鳴鼓して而して至ら使め、曰く、

「大塚宰は已に洛陽を平らげ、突厥と共に稽胡之不服せざる者を討たんと欲す。」

坐する者は皆な懼れ、**忠**は慰諭し而して之を遣る。是に於いて諸胡は相い帥いて饋輸し、軍糧（車糧×）填積す。**屬々**周師は罷め歸り、**忠**も亦た還る。

●**〔宇文護は將略無し〕** 晉公の**護**は本々は將略無く、是の行也、又た本心に非ず、故に功無し、諸將と稽首して謝罪す。周主は慰勞して之を罷む。

北齊 是の歳、齊の山東は大水し、饑死者は勝げて計える可からず。

●宕昌王の**梁彌定**は屢々周邊を寇し、周の大將軍の**田弘**は討ちて之を滅ぼし、其の地を以て宕州（長安の西南 1656 里に在り、甘肅省蘭山道岷県、現・隴南市宕昌県）を置く。（10-061p）

世祖文皇帝下天嘉六年（乙酉、565年）

北齊 春，正月，癸卯（39-20+1=2 0 日）、齊は任城王の**潛**を以て大司馬と為す。**齊主**は晉陽に如く。

●**〔周は突厥可汗の牙帳に詣る〕** 二月，辛丑（37+60-50+1=4 8 日?）、周は陳公の**純**、許公の**貴**、神武（魏

收志に曰く、朔州に神武郡有り、尖山・樹顔の二県を領す。山西省雁門道神池県、現・忻州市神池県）公の**寶毅**、南陽公の**楊薦**等を遣わして**皇后**の儀衛行殿を備え、並せて六宮百二十人、突厥可汗の牙帳に詣り女を逆えしむ。**毅**は、熾（時に柱國）之兄の子也。

●丙寅（2+60-50+1=13日）、周は柱國の安武公の**李穆**を以て大司空と為し、綏德公の**陸通**を大司寇と為す。

●壬申（8+60-50+1=19日）、周主は岐州に如く。

■**〔陳頊の弾劾〕**夏，四月，甲寅（50-49+1=2日）、安成王の**頊**を以て司空と為す。**頊**は帝の弟之重きを以て、勢いは朝野を傾ける。直兵（秦以来王公府にあり）の**鮑僧睿**は、**頊**の勢いを恃みて不法を為し、御史中丞の**徐陵**は為に之を奏して弾じ、南台（御史台）の官屬を從えて奏案を引き而して入る。上は**陵**の章服の嚴肅なるを見、為に容を斂め正坐す。**陵**は進みて奏版を讀み、時に**頊**は殿上に在りて侍立し、上を仰視し、流汗失色し、**陵**は殿中御史（殿中侍御史は殿中に居りて非法を察す）を遣わして**頊**を引いて殿を下らしむ。上は之が為に**頊**の侍中、中書監を免じ、朝廷は肅然とす。

北齊 戊午（丙午×、54-49+1=6日）、齊の大將軍の東安王の**婁睿**は事に坐して免ぜらる。

【北齊の祖珽の拔擢】

北齊 **〔顯祖は著作郎の祖珽の才を愛す〕** 齊の著作郎の**祖珽**は、文學有り、技藝多く、而るに疏率にして行無し。嘗て**高祖**（高歡）の中外府の功曹為り、宴に因りて金叵羅（金の杯）を失い、**珽**の髻上に於いて之を得たり。又た詐りて官粟三千石を盗むに坐して、鞭うつこと二百、甲坊（武器工房）に配せらる。**顯祖**の時、**珽**は秘書丞と為り、《華林遍略》（梁の武帝が諸学士を集めて撰す。南人は鄴に持参しこれを売る。高澄は書史を集めて一夜にして写しし終わり、其の本を選す。祖珽は盗み錢に質し樗蒲し、重ねて以て罪を得る。）を盗み、及び它贓（顯祖の時に至り、又遍略一部を盗み、及び令史十餘任を擬補す。皆受ける有り）有り、絞（絞殺刑）に當すも、除名されて民と為る。**顯祖**は其の數々法を犯すを憎むと雖も、而るに其の才伎を愛し、中書省に直せ令む。

北齊 **〔西祖は祖珽を拔擢〕** 世祖は長廣王と為り、**珽**は胡桃油（畫に塗る）をゑん為り之を獻じ、因りて言う、「殿下は非常の骨法有り。**孝征**（続は孝徵、祖珽の字）は殿下が龍に乗り天に上るを夢みる。」

王は曰く、

「若し然らば、當に兄をして大いに富貴なら使むべし。」

即位に及び、擢ぬきんで中書侍郎に拜し、散騎常侍に遷る。**和士開**と共に奸詔を為す。

北齊 **〔祖珽は皇太子踐祚を企む〕** **珽**は私に**士開**を説いて曰く、

「君之寵幸は、振古（いにしえより）無比なり。宮車一日晩駕（晏駕）すれば、何を以て克く終わらんと欲するや？」

士開は因りて從いて計を問う。**珽**は曰く、

「宜しく主上を説いて云うべし、『**文襄**、**文宣**、（10-062p）**孝昭**之子、俱に立つを得ず、今宜しく皇太子をして早く大位を踐ま令め、以て君臣之分を定めるべし。』と。若し事成れば、中宮、少主は必ず皆な君を徳とす、此れ萬全之計也。請う君は微しく主上を説きて粗すこぼ解せ令め、**珽**は當に外より上表して之を論じん。」

士開は許諾す。

北齊 **〔皇太子へ讓位強行〕** 會々慧星見われる有り。太史は奏して云わく、

「慧は、舊を除き新を布く之象なり、當に主を易える有り。」

珽は是に於いて上書して言う、

「陛下は天子為りと雖も、未だ極貴と為らず、宜しく位を東宮に傳え、且つ以て上天道に應ずべし。」

並せて魏の顯祖が子に禪るの故事（132 卷宋の明帝泰始六年にあり）を上る。齊主は之に従う。

北齊 **〔軍國の大事は太上皇帝に聞す〕** 丙子（12+60-49+1=24 日）、太宰の段韶をして節を持し皇帝の璽綬を奉じ、位を太子の緯（字は仁綱、武成帝の長子）に傳え使む。太子は皇帝に晉陽宮に即位し、大赦し、改元して天統とす。又た詔して太子妃の斛律氏を以て皇后と為す。是に於いて群公は世祖に尊號を上りて太上皇帝と為し、軍國の大事は鹹な以て聞す。黃門侍郎の馮子琮、尚書左丞の胡長榮をして少主を輔導し、禁中に入出し、専ら敷奏を典ら使む。子琮は、胡后之妹の夫也。

北齊 **〔祖珽は秘書監、二宮に重じられる〕** 祖珽は秘書監を拜し、儀同三司を加え、大いに親寵せられ、二宮に重じられる。丁丑（13+60-49+1=25 日）、齊は賀拔仁を以て太師と為し、侯莫陳相を太保と為し、馮翊王の潤を司徒と為し、趙郡王の睿を司空と為し、河南王の孝琬を尚書令と為す。戊寅（14+60-49+1=26 日）、瀛州刺史の尉粲を以て太尉（尉粲傳には大傅、之に従うべし）と為し、斛律光を大將軍と為し、東安（五代志に琅邪郡沂水縣に旧東安郡を置く、山東省濟寧道沂水縣、現・臨沂市沂水縣東安村）王の婁睿を太尉と為し、尚書僕射の趙彥深を左僕射と為す。

突厥 **北齊** **〔突厥の二股外交開始〕** 五月、突厥は遣使して齊に至り、始めて齊と通じる。

北齊 ■六月、己巳（5+60-48+1=18 日）、齊主は兼散騎常侍の王季高をして來聘せ使む。

■秋、七月、辛巳（17-17+1=1 日）朔、日之を食する有り。

■ **〔程靈洗は周迪を撃ち、壊滅させる〕** 上は都督の程靈洗を遣わして鄱陽の別道より周迪を撃たしめ、之を破る。迪は麾下十餘人と山穴中に竄れ、日月は浸く久しく、従者も亦た稍之を苦しむ。後に人を遣わして潛に臨川に出でて魚鮓（吳人は魚菜を鮓と為す）を市わしめ、臨川太守の駱牙は之を執り、迪を取りて自ら效さ令め、因りて腹心の勇士をして之に隨いて山に入ら使む。其の人は迪を誘いて獵に出でしめ、勇士は道旁に伏し、出でて之を斬る。丙戌（22-17+1=6 日）、首を傳えて建康に至る。

●庚寅（26-17+1=10 日）、周主は秦州に如く。八月、丙子（12+60-47+1=26 日）、長安に還る。

■己卯（15+60-47+1=29 日）、皇子の伯固を立てて新安王と為し、伯恭を晉安王と為し、伯仁を廬陵王と為し、伯義を江夏王と為し。

● **〔賀若敦は舌禍に死し、賀若弼の舌を刺して戒める〕** 冬、十月、辛亥（47-46+1=2 日）、周は函谷關城を以て洛に通じるの防と為し、金州刺史の賀若敦を以て中州（五代志に、河南郡新安縣に北周は中州を置く。河南省河洛道新安縣、現・三門峽市義馬市）刺史と為し、函谷に鎮せしむ。敦は才を恃んで氣を負い、其の流輩を顧るに皆な大將軍と為り、（10-063p）敦は獨り未だ得ず、兼ねて湘州之役（前卷元年二年にあり）に、軍を全くし而して返すを以て、謂えらく宜しく賞を受けるべしと、翻りて名を除かるを得、台使に對して怨言を出す。晉公の護は怒り、征して還し、逼りて自殺せ令む。死に臨み、其の子の弼に謂って曰く、

「吾が志は江南を平らぐるにあり、今而して果たさず、汝は必ず吾が志を成せ。吾は舌を以て死す、汝は思わざる可からず。」

因りて錐を引いて弼の舌を刺して血を出し以て之を誡める。

北齊 十一月、癸未（19-15+1=5 日）、齊の太上皇は鄴に至る。

北齊 **〔太祖の廟號を高祖に変更〕** 齊の世祖之長廣王と為る也、數々顯祖の捶つ所と為り、心は常に之を銜む。顯祖は毎に祖珽を見、常に呼びて賊と為し、故に珽も亦た之を怨む。且つ媚を世祖に求めんと欲し、

乃ち世祖を説いて曰く、

「文宣は狂暴なり、何ぞ『文』と稱するを得んや？既に創業に非ず、何ぞ『祖』と稱するを得んや？若し文宣を祖と為せば、陛下は萬歳の後に當に何の稱する所なるや？」

帝は之に従う。己丑（25-15+1=11日）、改めて諡して太祖（続により補充）獻武皇帝を神武皇帝と為し、廟號を高祖とし、獻明皇后を武明皇后と為す。有司をして更めて文宣の諡號を議せ令む。

■十二月、乙卯（51-45+1=7日）、皇子の伯禮を封じて武陵王と為す。

北齊 壬戌（58-45+1=14日）、齊の上皇は晉陽に如く。

北齊 庚午（6+60-45+1=22日）、齊は文宣皇帝を改諡して景烈（諡法に、義を布き剛を行うを景といい、功有りて民を安じるを烈という）皇帝と為し、廟號を威宗（諡法に、威有りて畏れる可きを威といい、刑を以て遠きを服するを威という）とす。

世祖文皇帝下天康元年（丙戌，566年）

■春，正月，己卯（15-14+1=2日）、日之を食する有り。

●癸未（19-14+1=6日）、周は大赦し、改元して天和とす。

北齊 辛卯（27-14+1=14日）、齊主は圜丘を祀る。癸巳（29-14+1=16日）、太廟を禘す。（五代志に、齊の制では圜丘方澤は並びに三年に一度祭り、之を禘という。圜丘を祀るには蒼壁東帛を以てし、正月上辛、昊天上帝を祀る。太廟は春祠し、夏禴し、秋嘗し、冬蒸し、皆孟月并に臘を以てし、凡そ五たび祭る。三年に一たび禘し、五年に一たび禘す、之を殷祭という）

北齊 丙申（32-14+1=19日）、齊は吏部尚書の尉瑾を以て為右僕射と為す。己亥（35-14+1=22日）、周主は藉田を耕す。

北齊 庚子（36-14+1=23日）、齊主は晉陽に如く。

●■周は小載師（周禮に、載師は任土の法を掌り、物地事を以て地職を授け、而して其の政令を待つ。地官に属す。其の官は上士二人・中士四人有り、大小別無し。五代志に北周は載師を置き、任土の法を掌り、夫家田里の数を弁じ、六畜車乗の稽を會し、賦役檢地の節を審かにし、畿疆修廣の役を制し、施恵の要を煩ち、牧産の政を審かにす）の杜杲を遣わして來聘せしむ。

北齊 二月，庚戌（46-44+1=3日）、齊の上皇は鄴に還る。

■丙子（12+60-44+1=29日）、大赦し、改元（天康）す。

■三月，己卯（15-13+1=3日）、安成王の頊を以て尚書令と為す。

●丙午（42-13+1=30日）、周主は南郊に祀る。夏，四月，大雩（日でりのとき、降雨を神仏に祈願）す。

■〔陳の皇帝不豫〕上は不豫なり、台閣の衆事は、並びに令尚書僕射の到仲舉、五兵尚書の孔奐をして共に之を決せ令む。奐は、琇之（139 卷齊の明帝建武元年にあり）之曾孫也。疾は篤く、奐、仲舉は司空、尚書令、揚州刺史の安成王の頊、吏部尚書の袁樞、中書舍人の（10-064p）劉師知と入りて醫藥に侍す。樞は、君正（162 卷梁の武帝太清三年にあり）之子也。太子の伯宗は柔弱にして、上は其の位を守る能わざるを憂い、頊に謂って曰く、

「吾は太伯（天下を以て讓る）之事に遵じんと欲す。」

頊は拜伏し泣涕して、固辭す。上は又た仲舉、奐等に謂って曰く、

「今三方は鼎峙し、四海の事は重し、宜しく長君（居×）を須つべし。朕（騰×）は近くは晉成（晉の成帝は母弟を立てて嗣と為す事 97 卷咸康八年にあり）に則り、遠くは殷の法（兄死して弟に及ぶ）を隆ばんと欲す、卿等は宜しく此の意に遵うべし。」

孔奐は流涕して對えて曰く、

「陛下は御膳は和に違えども、^い痊えんこと復た久しきに非ず。皇太子は春秋（続により補充）^{まさ}鼎に盛んと為り、聖徳は日々に^{のぼ}躋る。安成王は介弟之尊にして、周旦に為るに足る。若し廢立之心有れば、臣等は愚、誠に敢えて詔を聞かず。」

上は曰く

「古之遺直は、復た卿に見る。」

乃ち奐を以て太子の詹事と為す。

■臣光は曰く、

「夫れ臣（続は人臣）之君に事えるは、宜しく將に其の美に順じ（孝圭にあり、孔子の言葉）、正に其の惡を救うべし。孔奐は陳に在り、腹心之重任に處り、禮義之大計を決し、苟くも世祖之言を以て誠ならずと為し、則ち當に竇嬰（16 卷漢の景帝三年にあり）が面のあたりに辯じ、袁盎（漢の文帝・敬帝に直言を發し続ける）が廷に争えるが如く、微を防ぎ漸を杜じ以て覬覦（身分不相応な事を伺い望む）之心を絶つ。以て誠と為さん邪、則ち當に請いて明かに詔書を下し、中外に宣告し、世祖をして宋宣之美有り、高宗をして楚靈之惡（楚の康王は疾有り、其の弟の圍は入りて王の疾を問ひ、縊りて之を弑し、遂に其の二子の幕及び平夏を殺して自立す。之を靈王と為す）無から使むべし。然らざれば、太子は嫡嗣にして、動搖す可からずと謂い、保附（続は保輔）し而して之を安全にせんと欲すれば、則ち當に忠を盡くし節を竭すこと、死を以て之に繼ぎ（続は欠如）、晉之荀息（左傳に、晉の獻公は疾有り、その子の奚齊を荀息に屬す。荀息曰く、臣は其の股肱の力を竭し、之を繼ぐに死を以てせんと。公は薨じ里克は奚齊を殺す。荀息は將に之に死せんとす。人曰く、卓子を立てて之を輔くるに如かずと。荀息は卓子を立てて以て獻公を葬る。里克は卓子を殺し、荀息は之に死す）、趙之肥義（四卷周の赧王二十年にあり）の如くなるべし。奈何して君之存するに於いては、則ち逆えて其の情を探り而して合わんを求める焉。其の既に没するに及び、則ち權臣は國を移し而して救う能わず、嗣主は位を失い而るに死する能わず！斯れ乃ち奸諛之尤なる者、而るに世祖は之を遺直と謂い、以て六尺之孤を托す、豈に悖らず哉！」

■〔皇帝殂し、太子は即位〕 癸酉（9+60-43+1=2 7 日）、上は殂す。上は艱難より起き、民の疾苦を知る。性は明察儉約、毎夜刺閨（宮中の小門の閨の中に就きて外事を刺取す）し外事を取りて分判する者は、前後相い續く。更簾を殿中に傳える者に敕し、必ず簾を階石之上に投じ、鎗然として聲有ら令む、曰く、
「吾は眠ると雖も、亦た驚覺せ令めよ。」

太子は即位し、大赦す。

■五月、己卯（15-13+1=3 日）、皇太后を尊びて太皇太后と曰い、皇后を後太后と曰う。

北齊 乙酉（21-13+1=9 日）、齊は兼尚書左僕射の武興王の普を以て尚書令と為す。

●吐谷渾の龍涸王の莫昌は部落を帥いて周に付き、其の地を以て扶州（四川省西川道松潘県、現・四川省アバ・チベット族チャン族自治州松潘県）と為す。（10-065p）

■〔陳の政治体制〕 庚寅（26-13+1=1 4 日）、安成王の頊を以て驃騎大將軍、司徒、錄尚書、都督中外諸軍事と為す。丁酉（33-13+1=2 1 日）、中軍大將軍、開府儀同三司の徐度を以て司空と為し、吏部尚書の袁樞を以て左僕射と為し、吳興太守の沈欽を右僕射と為し、御史中丞の徐陵を吏部尚書と為す。

■〔徐陵の選挙改革〕 陵は梁末以來、選授の多く濫れるを以て、乃ち書を為りて衆に示して曰く、

「梁の元帝は侯景之凶荒を承け、王太尉（王僧辨）は荊州之禍敗（江陵の陥没）を接ぎ、故に官方（官法）をし

て、此の紛雜を窮め使む。永安（南史徐陵傳には永定に作る。高祖が禪讓を受ける時で、之に従うべし）之時、聖朝は草創し、白銀得難く、黄札は營み易く、權に官階を以て、錢絹に代える。員外、常侍をして、路上比肩し、咨議、參軍をして、市中に無數なら令むを致す、豈に是れ朝章固より應に此くの如し！今衣冠禮樂は、日々富み年々に華となる、何ぞ猶ほ舊意を作す可けんや、理望に非ざる也！」

衆は鹹な之に服す。

北齊 **〔齊は上項の子を封じる〕** 己亥（35-13+1=23），齊は上皇の子の弘を立てて齊安王と為し，仁固を北平王と為し，仁英を高平王と為し，仁光を淮南王と為す。

北齊 ■六月，齊は兼散騎常侍の**韋道儒**を遣わして來聘せしむ。

■丙寅（2+60-42+1=2 1 日），**文皇帝**を永寧陵に葬し，廟號を**世祖**とす。

●秋，七月，戊寅（14-12+1=3 日），周は武功（漢の扶風武功県、陝西省關中道武功県、現・咸陽市武功県武功鎮）等の諸城（周紀に武功・鄆・斜谷・武都・留谷・津抗の諸城を築くとあり）を築きて以て軍士を置く。

■丁酉（33-12+1=2 2 日），妃の**王氏**を立てて**皇后**と為す。（臨海王は妃を立てる）

北齊 八月，齊の上皇は晉陽に如く。

【信州蠻の討伐】

● **〔周の信州蠻討伐〕** 周の信州蠻の**冉令賢**、**向五子王**等は巴峽（巴郡巴県に在り、明月・廣徳の峽谷に二峽在り、四川省東川道巴県、現・重慶市巴南区）に據りて反し、攻めて白帝を陷し、黨與は連結すること二千餘里。周は開府儀同三司の**元契**、**趙剛**等を遣わして前後より之を討たしめ、終に克たず。九月，開府儀同三司の**陸騰**に詔して開府儀同三司の**王亮**、**司馬裔**を督して之を討たしむ。

● **〔陸騰の作戦は緻密、討伐成功〕** 騰は湯口（水經注に江水に湯溪水が注ぐ口）に軍し，**令賢**は江南に於いて險要に據り，十城を置き，遠く涪陽（九域志に、江陵傳公安県に涪陽鎮ありと、湖北省荊南道公安県、現・荊州市公安県）蠻と結びて聲援と為し，自ら精卒を帥いて固く水邏城を守る。騰は諸將を召して計を問い，皆な先ず水邏を取り，後に江南を攻めんと欲す。騰は曰く、

「**令賢**は内に水邏金湯之固きを恃み，外に涪陽輔車之援に托す。資糧充實し，器械精新なり。我が懸軍を以て，其の嚴壘を攻めれば，脱し一戦して克たざれば，更に其の氣を成さん。如かず，軍を湯口に頓し，先ず江南を取り，其の羽毛を剪り，然る後に進みて水邏に軍すべし，此れ勝ちを制す之術也。」

乃ち**王亮**を遣わして衆を帥いて江を渡ししめ，旬日にして，其の八城を抜き，捕虜及び納降は各々千計。遂に驍勇を間募（簡單募集）し，數道より進みて水邏を攻め。蠻帥の**冉伯犁**、**冉安西**は素より**令賢**と仇有り，騰は説いて誘い，賂するに金帛を以てし，郷導と為さ使む。（10-066p）水邏之旁に石勝城有り，**令賢**は使其の兄の子の**龍真**をして之に據ら使む。騰は密に**龍真**を誘い，**龍真**は遂に城を以て降る。水邏の衆は潰え，斬首は萬餘級，捕虜は萬餘口。**令賢**は走り，追いて獲り，之を斬る。騰は骸を水邏城の側に積み京觀と為し，是の後群蠻は之を望み，輒ち大いに哭し，敢えて復た叛さず。

● **〔向五子王も討伐〕** **向五子王**は石黑城に據り，其の子の**寶勝**をして雙城に據ら使む。水邏は既に平らぎ，騰は頻る遣わして之を諭し，猶ほ下らず。進撃し，皆な之を擒とし，盡く諸向の酋長を斬り，捕虜は萬餘戸なり。

● **〔信州の治所を移転〕** 信州は舊は白帝に治し，騰は之を八陳灘（諸葛亮は石を壘ね。八陣を魚復平沙の上に為り，之を八陣磧と謂う。四川省東川道奉節県の西南七里、現・重慶市奉節県）の北に従し，**司馬裔**を以て信州刺史と為す。

● **〔隴西の辛昂の活躍〕** 小吏部（周は六官を立て六部を分属す、小吏部は天官に属す）の隴西の**辛昂**は，使いを梁、益

に奉じ、且つ**騰**の為に軍糧を督す。時に**臨**（五代志に北周は巴東郡臨江県に臨州を置く、唐は忠州とす）、**信**、**楚**（梁は巴郡に楚州を置く）、**合**（西魏は涪陵郡に合州を置く）等の州民は多く衆（属は從）亂し、**昂**は諭すに禍福を以てし、赴く者は歸るが如し。乃ち老弱をして糧を負い、壯夫をして拒戦せしむ、鹹な用を為すを楽しむ。使いし還り、會々巴州（五代志に、清化郡に梁は巴州を置く。領する所の永穆県に旧は萬榮郡を置く）の萬榮郡の民は反し、攻めて郡城を圍み、山路を遏絶す。**昂**は其の徒に謂って曰く、

「凶狡猖狂す、若し上聞を待てば、孤城は必ず陷ちん。苟くも百姓に利あれば、之を専らにするも可也。」遂に通（五代志に、梁は通河郡に萬州を置く。西魏は通州と曰う。領する所の西流県は北魏の漢興県なり。唐は西流県を省き、盛山県に入る。四川省東川道萬県、現・重慶市万州区）、**開**（西魏は開州を置く。四川省東川道開県、現・重慶市開州区）の二州に募りて、三千人を得る。倍道兼行し、其の不意に出、直ちに賊壘に趣く。賊は以て大軍至ると為し、風を望みて瓦解し、一郡は全くするを獲たり。周朝は之を嘉し、以て渠州（五代志に、宕渠郡に梁は渠州を置くと。四川省東川道渠県、現・達州市渠県）刺史と為す。

北齊冬，十月，齊は侯莫陳相を以て大傅と為し，任城王の**潛**を太保と為し，**婁睿**を大司馬と為し，馮翊王の**潤**を太尉と為し，開府儀同三司の**韓祖念**を司徒と為す。

■庚申(56-40+1= 1 7 日)，帝は太廟に享す。

●十一月，乙亥（11-10+1= 2 日），周は遣使して來吊す。

●丙戌（22-10+1= 1 3 日），周主は行きて武功等の新城を視る。十二月，庚申（56-39+1= 1 8 日），長安に還る。

北齊 **「高孝琬を譖す」** 齊の河間王の**孝琬**は執政を怨み（兄の謀殺を憎む），草人を為り而して之を射る。**和士開**、**祖珽**は之を上皇に譖して曰く、

「草人は以て聖躬に擬する也。又た、前に突厥は并州に至り、**孝琬**は兜鍪を脱ぎて地に抵ちて、云う、『我は豈に老嫗（上皇を比す）ならんや、此の物を著くるを須いんや！』此の言は大家（天子）に屬する也。又た、魏の世の謠言に、『河南は穀を種え、河北は白楊を生じ樹端（^{もみ}は樹上）に金雞鳴く。』河南、北と者、河間也。**孝琬**は將に金雞を建て大赦（五代志に曰く、北齊は赦日に武庫令は金雞及び鼓を闕の門外の右に設け、囚を闕の前に集め、鼓を搗つこと千聲にしてこれを釋すと）する耳。」

上皇は頗る之に惑う。

北齊 **「上皇は高孝琬を誅殺」** 會々**孝琬**は佛牙を得、第内に置き、夜光有り。**上皇**は之を聞き、之を捜さしめ、填（読みは鎮）庫の槩幡數百を得たり。**上皇**は以て反具と為し、收めて（10-067p）諸姫に訊す。**陳氏**という者有り、寵無く、**孝琬**を誣いて云わく、

「**孝琬**は常に陛下の像を畫き而して之を哭す。」

其の實は**世宗**（**孝琬**の父の**高澄**）の像也。**上皇**は怒り、武衛の**赫連輔玄**をして鞭を倒（^{さかさま}）（小頭を持ち、大頭で打つ）にして之を搗た使む。**孝琬**は叔と呼び、**上皇**は曰く、

「何ぞ敢えて我を呼ぶに叔と為すや！」

孝琬は曰く、

「臣は**神武皇帝**の嫡孫なり、**文襄皇帝**（**高澄**）の嫡子なり、魏の**孝靜皇帝**之甥なり、何為れぞ叔と呼ぶを得ざらん！」

上皇は愈々怒り、其の兩脛を折り而して死す。**安德**（魏の中興の初め、楽陵を分けて**安德**郡を置く）王の**延宗**（**高澄**の子）は之を哭し、涙は赤し（血まじり）。又た草人を為り、鞭うち而して之を訊して曰く、

「何故に我が兄を殺すや！」

奴は之を告げ、上皇は延宗を地に覆^{くつがえ}し、馬鞭をもって之を鞭うつこと二百、幾^{ほと}んど死せんとす。

北齊 **〔元文遙は県令に人材登用〕** 是の歳、齊は侍中、中書監の元文遙（孝昭帝の後の黨）に姓の高氏を賜り、之頃^{しばらく}して、尚書左僕射に遷す。魏末以來、縣令は多く廝役を用い、是に由りて士流は之と為るを恥じる。文遙^{おもえ}は以為らく、縣令は民を治める之本なりと、遂に請いて選を革^{あらた}め、密に貴遊の子弟を擇び、敕を發して之を用いる。猶ほ其の披訴せんを恐れ、悉く之を召し神武門に集め、趙郡の王睿をして宣旨唱名せ令め、厚く尉諭を加えて而して之を遣わす。齊之士人は縣と為ること此より始まる。

令和 5 年 6 月 26 日 翻訳開始 11462 文字

令和 5 年 7 月 16 日 翻訳終了 25363 文字